入札公告
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年３月２３日
支出負担行為担当官
広島高等裁判所事務局長　高　島　義　行

１　業務概要

(1) 業 務 名　広島地家裁呉支部庁舎外３庁エレベーター設備耐震改修実施設計等業務（電子入札対象案件）

(2) 業務内容　エレベーター設備耐震改修工事の基本設計に関する補助業務，実施設計業務（エレベーター設備耐震改修工事に伴う関連工事の実施設計業務を含む。）及び積算業務

(3) 業務与条件

ア　広島地方・家庭裁判所呉支部庁舎
㈠ 所 在 地　広島県呉市西中央４－１－４６
㈡ 敷地面積　４，１５７㎡
㈢ 構造・階数・建物規模　鉄筋コンクリート造　地上５階建
延べ面積　４，０１９㎡

イ　山口地方・家庭裁判所周南支部庁舎
㈠ 所 在 地　山口県周南市岐山通２－５
㈡ 敷地面積　３，１４５㎡
㈢ 構造・階数・建物規模　鉄筋コンクリート造　地上３階建
延べ面積　２，３７３㎡

ウ　山口地方・家庭裁判所岩国支部庁舎
㈠ 所 在 地　山口県岩国市錦見１－１６－４５
㈡ 敷地面積　６，４６９㎡
㈢ 構造・階数・建物規模　鉄筋コンクリート造　地上３階
延べ面積　２，９３８㎡

エ　鳥取地方・家庭裁判所米子支部庁舎
㈠ 所 在 地　鳥取県米子市西町６２
㈡ 敷地面積　３，８７６㎡
㈢ 構造・階数・建物規模　鉄筋コンクリート造　地上３階
延べ面積　３，８２８㎡

(4) 納入期限　令和３年１２月２４日

(5) 納入場所　広島高等裁判所事務局会計課営繕係

(6) 競争参加資格確認申請書等を提出するもの（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は，業務実施の具体的な方法及び業務の質の確保の方法等について，業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(7) 本件業務は，競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び，競争参加資格確認資料（以下「資料等」という。）を受け付け，価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

また，予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第８５条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては，予定価格が１，０００万円を超える業務の場合に，技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため，技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(8) 本件業務は，申請書及び資料等の提出，並びに入札を電子調達システムで行う対象業務であ

る。ただし，電子調達システムにより難いものは，発注者の承認を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお，紙による入札を希望する場合は，紙入札方式による参加承諾願を申請書及び資料等の提出期限までに提出し，第１回目の入札締切通知書発行前までに支出負担行為担当官の承諾を得ること。

※　紙入札方式参加承諾願については，裁判所ホームページ→調達情報→入札情報（建設工事等）→運用基準（建設工事等）の様式１を参照してください。

(9) 委託業務成績評定

本件業務は，公共工事の品質確保の促進に関する法律第７条に規定する建築設計等の委託業務成績評定対象案件である。建築設計等の委託業務成績評定については，完了検査を実施したときに成績評定を行い，評定結果を受注者に対して業務成績評定通知書により通知するとともに公表する。

２　競争参加資格

(1) 予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2) 裁判所における令和３・４年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加者資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については，手続開始の決定後，最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加者資格の再認定を受けている者であること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 申請書及び資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に，広島高等裁判所管内において，最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

(6) 警察当局から，暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして，裁判所発注工事等からの排除要請があり，当該状態が継続している者でないこと。

(7) 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(8) 業務実施体制に関する要件

ア　本業務の主たる分担業務分野は，電気設備分野とする。

なお，下表の業務分野を分割し，又は統合して，新たな分野として再設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築分野	平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
電気設備分野	同上「設備」のうち，「電気設備」及び「昇降機等」に係るもの

イ　本件業務の主たる分担業務分野（電気設備分野）を再委託するものでないこと。

ウ　建築分野において，申請者又は再委託先のうち，分担業務の主任担当技術者が所属する事務所（以下「協力事務所」という。）が，他の申請者の協力事務所となっていないこと。

エ　協力事務所が，最高裁判所の建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加者資格の認定を受けている者である場合は，最高裁判所の指名停止期間中でないこと。

オ　業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(9)　配置予定技術者等に関する要件

ア　管理技術者及び主たる分担業務分野（電気設備分野）の主任担当技術者は，競争参加資格確認申請者の組織に所属していること。

イ　管理技術者は，一級建築士又は建築設備士であること。

ウ　主任担当技術者（建築分野）は，次のいずれかの資格を保有する者であること。

（ア）　一級建築士

（イ）　二級建築士

エ　主任担当技術者（電気設備分野）は，次のいずれかの資格を保有する者であること。

(ア)　設備設計一級建築士

(イ)　建築設備士

(ウ)　技術士（電気・電子部門又は建設部門に合格した者）

(エ)　一級建築士

(オ)　一級電気工事施工管理技士

(カ)　二級電気工事施工管理技士

オ　管理技術者及び主任担当技術者（建築分野及び電気設備分野）は，それぞれ１人であること。

カ　管理技術者と主任担当技術者（電気設備分野）の兼任を認める。ただし，兼任した場合は管理技術者のみを評価するものとし，兼任するとした分担業務分野（電気設備分野）の主任担当技術者に関する評価点全てを「０点」とする。

キ　平成２３年４月１日以降の同種又は類似業務の実績

管理技術者及び各主任担当技術者は,「平成２３年４月１日以降の同種又は類似業務の実績」を有する者であること。なお，記載を求める各主任担当技術者においては，それぞれ本業務において担当する各分担業務分野での実績に限る。ただし，管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は，当該業務の主たる業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。

「平成２３年４月１日以降の同種又は類似業務の実績」を有する者とは，「平成２３年４月１日以降に履行が完了した次の条件を満たすエレベーター設備のシステム一式を含む新築の設備設計業務又は設備改修設計業務の実績」を有する者であること。なお，海外の実績及び協力会社として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載でき，民間施設を対象とした実績も可とする。ただし，軽微な業務（契約金額が１００万円未満又は住宅）は除く。

(ア)　同種業務

耐震性能：平成２６年に改正された建築基準法に適合するエレベーター設計業務の実績を有する。

エレベーター速度：６０m/ｍｉｎ以上

エレベーター用途：一般乗用

(イ)　類似業務

エレベーター用途：一般乗用

記載する件数は１件とする。

(10)　申請書及び資料等に関する要件

申請書及び資料等の内容において，内容がほとんど記載されていない，又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

３　総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

価格並びに申請書及び資料等をもって入札に参加し,次の要件に該当する者のうち,下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

入札価格は,予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるこ

と。ただし，本件業務の予定価格が１，０００万円を超える契約について落札者となるべき者の入札価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満して入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお，落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条に基づく調査基準価格を下回る場合は，予決令第８６条の調査を行うものとする。

(2) 総合評価の評価方法

ア　評価値の算出方法

評価値の算出方法は，次のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ　技術評価点の算出方法

（ア）　予定価格が１，０００万円以下の業務の場合は，申請書及び資料等の内容に応じ，ａ，ｂの評価項目ごとに評価を行い，技術評価点を与える。なお，技術評価点の満点は４５点とする。

ａ　予定技術者の資格及び技術力

ｂ　業務の実施方針等

技術評価点＝技術評価点の満点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

（イ）　予定価格が１，０００万円を超える業務の場合は，申請書及び資料等の内容に応じ，ａ，ｂ，ｃの評価項目ごとに評価を行い，技術評価点を与える。なお，技術評価点の満点は４５点とする。

ａ　予定技術者の資格及び技術力

ｂ　業務の実施方針等

ｃ　業務の実施方針等の履行確実性

技術評価点＝技術評価点の満点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝ａに係る評価点 +（技術提案評価点）×ｃの評価に基づく履行確実性度

技術提案評価点＝ ｂに係る評価点

（ウ）　価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は，次のとおりとする。なお，価格評価点の満点は４５点とする。

価格評価点＝（価格評価点の満点）×（１－入札価格／予定価格）

ウ　総合評価は，入札者の申込みに係るイ(ア)のａ，ｂ（予定価格が１，０００ 万円を超える業務の場合はイ(イ)ａ，ｂ，ｃ）により得られた技術評価点と当該入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

エ　詳細は，入札説明書による。

４　入札手続等

(1) 担当部局

〒７３０－００１２　広島市中区上八丁堀２番４３号

広島高等裁判所事務局会計課営繕係

電　話　０８２－２２１－２４４９

ＦＡＸ　０８２－２２３－３２３５

(2) 入札説明書の交付期間，場所及び方法

ア　交付期間

令和３年３月２３日（火）から令和３年４月１２日（月）まで（裁判所の休日に関する法律（昭和６３年法律第９３号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を

除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　交付場所

(1)に同じ

ウ　郵送による交付を希望する者は，返信用の封筒（ＣＤ－Ｒ１枚が入る規格で表に住所及び氏名を記載し，所定の切手を貼付したもの）を令和３年４月７日（水）（必着）までに(1)に送付すること。

(3) 申請書及び資料等の提出期間，場所及び方法

ア　提出期間

令和３年３月２３日（火）から令和３年４月１２日（月）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　提出場所

(1)に同じ

ウ　提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし，１(8)の承認を得た場合は，アの提出期間内に持参，郵送又は託送（簡易書留等配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は，電子調達システムにより提出すること。ただし，１(8)の承認を得た場合は，紙により持参すること。

ア　電子調達システムによる入札の締切は，令和３年５月２５日（火）午後３時とする。

イ　持参による入札の受領期限は，令和３年５月２５日（火）午後３時とし，広島高等裁判所事務局会計課営繕係にて入札すること。

ウ　開札は，令和３年５月２６日（水）午前１０時に広島高等裁判所事務局会計課営繕係にて行う。

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行広島支店）。ただし，利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行広島支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札，申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否　要

(5) 申請書及び資料等の作成に関する説明会は実施しない。

(6) 本件業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を本件業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口　４(1)に同じ。

(8) 予定価格が１，０００万円を超える業務の場合，申請書及び資料等における実施方針（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに，ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も４(3)により申請書及び資料等を提出することができるが，競争に参加するためには，開札の時において，当該資格の認定を受け，かつ，競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10)　詳細は入札説明書による。